

第三セクター等に関する指針

平成20年3月・米沢市
令和2年4月・最終改訂

1 指針策定の趣旨

本市において外郭団体は、多様化、複雑化する市民ニーズに迅速・効率・柔軟に対応するために設立され、行政を補完、代替、支援する組織として重要な役割を果たしてきた。しかしながら、少子・高齢化の進展、情報通信技術の飛躍的発展、人口減少時代の到来など、社会経済情勢が大きく変化しているおり、特に、民間事業者やNPO法人などの公共サービスを提供できる担い手の成長や、PFIなどの公民連携の仕組みの整備を背景に、行政と民間の役割分担が見直される中、平成15年には指定管理者制度の創設により、公の施設の管理主体として民間事業者等に広く門戸が開放されることとなった。

地方自治法第221条第3項においては、市長の調査権に関する規定があり、普通地方公共団体が出資等を行い、対象となる法人については調査等を行うことができるとされている。

こうした中、本指針において第三セクター等に対する本市としてのかかわりのあり方を定めることとし、経営の健全化や業務の効率化等を進めるものである。

2 対象団体

本方針で対象とする第三セクター等（以下「対象法人」という。）は、市の出資額が最も大きく、かつ、次の基準のいずれかに該当する法人とする。

- (1) 特別法に基づく地方公社
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第2号で定める法人で、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに株式会社
- (3) 地方自治法施行令第152条第1項第3号に基づき、米沢市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成24年米沢市条例第29号）の条例で定める法人で、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに株式会社

【対象法人】

- ① 米沢市土地開発公社
- ② 一般財団法人米沢市スポーツ協会
- ③ 公益財団法人米沢上杉文化振興財団
- ④ 株式会社米沢食肉公社
- ⑤ 一般社団法人米沢観光コンベンション協会

3 基本的な考え方

第三セクター等は、行政機能を補完・代行するなどの役割を果たしながら、行政と連携して地域振興や産業活性化等を図ることを目的としているが、独立した経営主体である以上、事業運営の効率化による経営健全化や組織運営の活性化等に自主的・主体的に取り組むことが求められている。

市は、対象法人に対し、原則として出資額に応じた範囲において責任を負うものであるが、それぞれの設立目的、事業内容、事業形態を踏まえ、出資者の立場から、法人運営の効率化や活性化を促進するための検討や要請を行うものとする。

4 経営の点検評価等

市は、対象法人に対し毎年度経営状況の報告を求め、経営状況の点検評価を定期的に行うとともに、改善の必要がある場合には、当該対象法人に経営改善計画を策定させ、経営改善に積極的に取り組むよう指導・監督する。

5 法人の設立及び統廃合

(1) 新たな第三セクター等の設立の検討

新たな第三セクター等を設立する場合は、事業主体の設立目的、必要性、採算性、さらには、既存第三セクター等の活用の可否などについて、専門有識者等の意見を求めるなどして慎重に検討する。

(2) 統廃合の検討

市が主導的な役割を担って設立した対象法人については、4の点検評価の結果を踏まえた上、次の基準に照らし統廃合を検討する。

ア 設立目的が達成され、法人の存続の必要性がないと認められる法人

イ 他の法人と設立目的や事業内容が類似しており、統廃合により機能強化又は事業効率の向上が期待できると認められる法人

ウ 社会経済情勢の変化等により、事業の必要性が著しく低下したと認められる法人

6 公的支援の見直し

市が財政支援を行っている対象法人については、経営実績を公共性、採算性の視点から十分精査し、必要最小限のものに限って行うこととし、基本的には順次縮小を図る。また、対象法人に対し、法人自らの徹底した経営努力による自立的な事業運営の確立・維持を要請する。

7 情報公開の推進

対象法人が作成する事業報告書、財務諸表等については、主たる事務所に備え置くとともに、別紙様式により市のホームページにて一般に公開を行う。また、米沢市情報公開条例（平成6年米沢市条例第26号）に準じて、情報公開の制度化を図るよう対象法人を指導する。

8 指導体制

対象法人に対する経営状況の点検評価や市の具体的な関与については、担当部・課のほか、米沢市行財政改革推進本部が総合的に行う。

別紙様式

第三セクター等の情報公開

作成基準日	作成担当部署		業務概要							
第三セクター	名称				【目的】 【業務内容】					
	代表者									
	所在地	〒	電話番号：							
	設立年月日	昭和 年 月 日	ホームページアドレス：							
資本金	千円(市出資等額)：		千円、出資等割合：	%						
役員員の状況 ※臨時・パートを除く	役員数(うち地方公共団体出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収(千円)	職員数(うち地方公共団体出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収(千円)				
	()	歳		()	歳					
財務状況	貸借対照表から	項目	金額(千円)			損益計算書から	項目	金額(千円)		
			前々年度	前年度	年度			前々年度	前年度	年度
		資産合計					当期における売上高又は総収入			
		負債合計					(うち市からの指定管理料・補助金・委託金)	()	()	()
		(うち有利子負債)	()	()	()		経常損益			
		資本合計(又は正味財産合計)					当期損益			
(資本合計)-(資本金)				減価償却前当期損益						
第三セクター等への関与の状況	(1) 財政的支援									
	項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)					
		前々年度	前年度	年度						
	①補助金(助成金)									
	②利子補給金									
	③税の減免額									
	④その他()									
	小計	-	-	-						
	⑤損失補償契約に伴う金利軽減額									
	⑥出資金、低利貸付等に伴う機会費用									
	小計	-	-	-						
	合計	-	-	-						
	参考(指定管理料・委託料)									
	(2) その他の財政的支援									
項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)						
	前々年度	前年度	年度							
①損失補償契約に係る債務残高										
②貸付金残高										
③出資金										
合計	-	-	-							
地方公共団体による監査結果										
地方公共団体による点検評価の結果	経営状況についての予備的診断における評価	⇒ A：経営努力を行いつつ継続 ⇒ B：事業内容の大幅見直し等による抜本的な経営改善が必要 ⇒ C：深刻な経営難にあり、経営の観点から事業の存続を含めた検討が必要								
	今後の方向性：(存続、民間譲渡、完全民営化など)									
	今後の方向性に関するコメント、克服すべき課題									
	その他									
その他の特記事項										

○ 公益法人については、5. 財務状況の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えること。
○ 当該様式に関して関係法令等の改正があった場合には適宜対応すること。